



Machi Media No.18 UMEGLE-BUS

グランフロント大阪と梅田エリアを結ぶ循環バスのラッピング媒体です。梅田エリア利用者への訴求力の高い媒体となります。



媒体名称	No.18 UMEGLE-BUS (短期)	掲出期間	4週間・2週間 ※連続掲出可 (割引はございません)
循環コース 12停留所	①JR大阪駅(東)/地下鉄梅田駅→②グランフロント大阪(東)→③阪急梅田駅→④茶屋町→⑤済生会中津病院→⑥グランフロント大阪(北)→⑦グランフロント大阪(南)→⑧JR大阪駅(西)→⑨西梅田→⑩JR北新地駅→⑪梅田新道(北)→⑫阪神梅田駅/地下鉄東梅田駅→①JR大阪駅(東)/地下鉄梅田駅	頭出し	随時(要相談)
広告料金(税別)	¥2,075,000-/4週間 ¥1,675,000-/2週間 ※製作・取付・撤去費込 ※上記広告料金で対象のバス1台の車内ポスター・サインージを1枠ずつサービス致します。(詳細は次ページ参照)	申込方法	決定優先(仮押さえ不可) ※但し、施設側が使用を検討している場合もありますので申込み前に状況を必ずお問い合わせ下さい
台数 サイズ(H×W)	1台(車両は合計2台、1台は長期使用中) サイズは、別紙参照ください。	掲出規制	グランフロント大阪によるクライアント及びデザイン審査がございます(意匠については広告掲出基準を参照ください)
仕様	インクジェット再剥離シート	備考	1. ラッピングバスは阪急バスが管理する配車ローテーションに基づき運行するものとなっております。掲出期間内を終日運行しない日程もございますのでご注意ください。 2. デザイン審査、製作・施工日程調整・天候や事故など不測の事態やダイヤなどの事情等で 運行開始が遅延する可能性があります。 3. 1ヶ月に3日(年間36日)程度、車両の定期点検等のため、運行しない場合があります。事故などにより連続して1週間以上運行できない場合は、掲出期間に延長をいたします。その他の事情により長期間の運休の場合は、協議のうえ対応いたします。 4. 運行区間・販売料金・販売期間・広告範囲等において大阪市の指示により、 急遽変更要素が発生する可能性があります。
運行時間	8:05~19:15(平日) 10:20~18:35(土日) ※所要時間:約30分		

バスラッピング詳細サイズ



GRAND FRONT OSAKA
グランフロント大阪

■ インクジェット出力粘着シート

■ ワンウェイシート

※ガラス部分は周囲の黒い部分もガラスとして扱っています。

※完全データ入稿

実際使用する該当バスのテンプレートに合わせて、デザインをお願い申し上げます。

【デザイン審査のスケジュール】

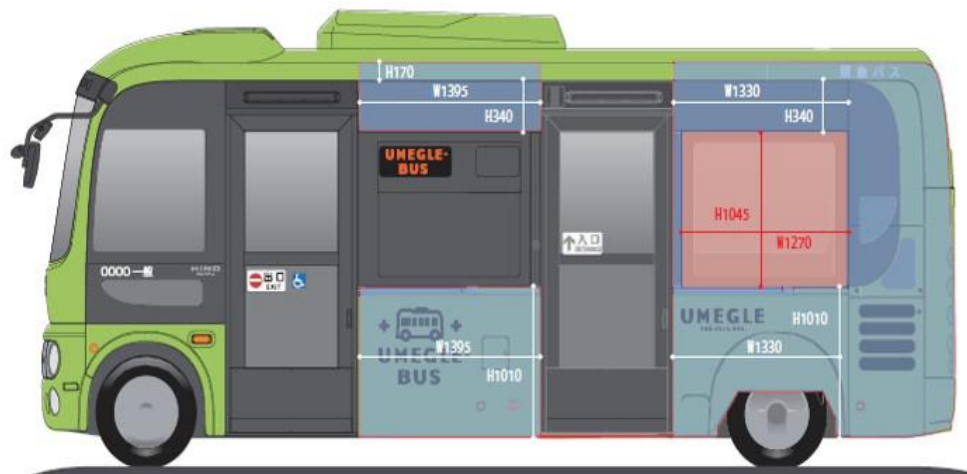
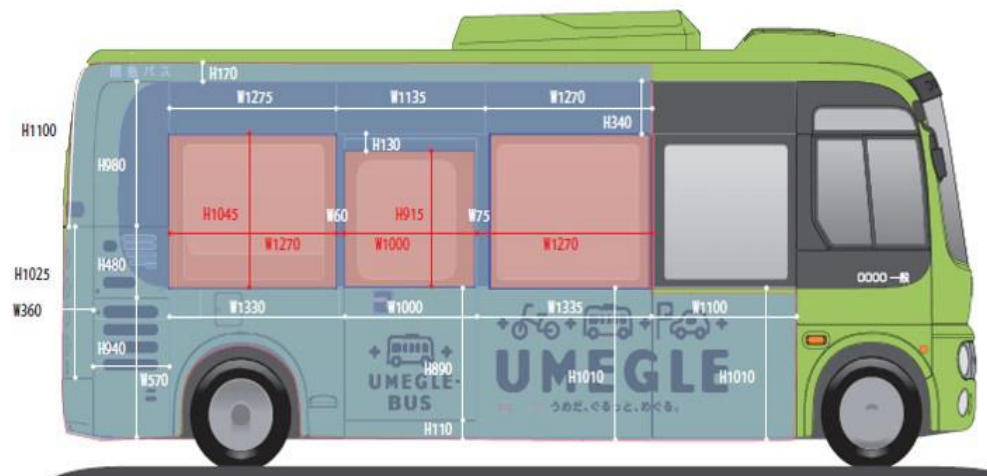
■大阪市及び阪急バスのデザインの確認が必要です。

また、デザイン変更等を求められることがあり、掲出までに時間を要することがあります。

→デザイン提出から1ヶ月程度かかる場合もございます。

※デザイン審査終了後、データ入稿から施工まで期間は約1ヶ月程とご確認下さい。

※QRコードの掲出不可



グランフロント大阪と梅田エリアを結ぶ循環バスの車内媒体



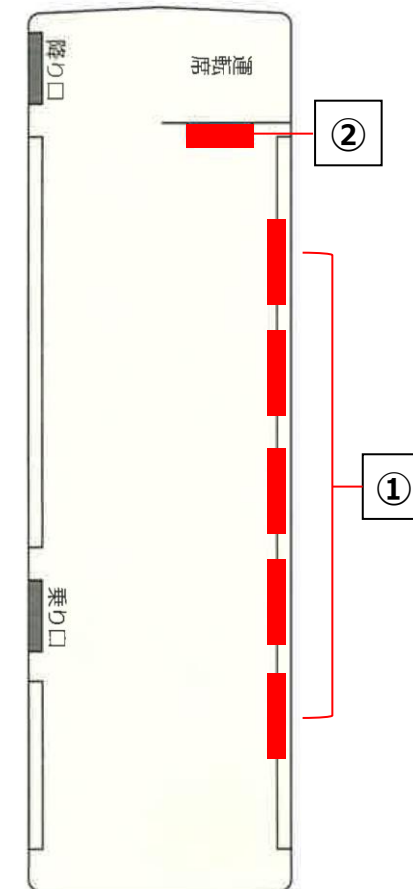
媒体名称	①車内ポスター窓上
広告料金（税別）	¥60,000-/1か月 ¥120,000-/3ヶ月 ¥180,000-/6か月 ¥240,000-/1か年
サイズ	H364×W515 (mm) / B3ポスター
枚数	1枚×2台
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・掲出ポスターは御支給ください。（弊社で制作することも可能です ※別途御見積り） ・長期間掲出の場合、ポスターの劣化が生じる事がある為、約3ヶ月に一度ポスターの制作し直しをお勧めいたします。



媒体名称	②車内サインージ運転席後部
広告料金（税別）	¥30,000-/1か月 ¥60,000-/3ヶ月 ¥120,000-/6か月 ¥180,000-/1か年
サイズ	ワイド22型ディスプレイ H335×W500 (mm)
仕様	16:9/1280×720 (pixel) / JPEG ※動画MP4 音声無し
1枠/ロール	15秒×1コマ/6分ロール
面数	1台あたり1面×2台/2面
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・放映素材は御支給ください。 ・データ容量は～500KB程度（文字などの視認性により調整） ※動画は～1.5MB（1秒：100KB未満）程度



front



rear

バスラッピングをお申込みの場合、ラッピング期間中、①②を各1枠ずつサービス致します。

※対象となるバス1台のみのサービスです。

広告掲出審査基準

グランフロント大阪において、TMO法人が街の広告媒体等の適切な運用・管理を行うため、「グランフロント大阪TMO エリアマネジメント広告媒体等審査基準」を設け、TMOが管轄する広告媒体掲出の審査を行います。審査基準は、街並み景観ガイドラインの趣旨に則し、以下の2つの視点と5つの基準で総合的に判断致します。

<審査の視点>

1. 空間特性を踏まえた街並み景観の向上に資するものとなっているか。
2. 情報内容やビジュアルデザインは市民に好感を与え且つ品格あるものとなっているか。

<審査基準>

1. 一般基準
2. 内容基準
3. ビジュアル表現基準
4. 映像装置等の放映基準
5. その他事項

グランフロント大阪TMO エリアマネジメント広告媒体等審査基準

(一般基準)

第1条. 次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 通行者の安全を阻害する恐れのないもの。
- (2) 都市景観との調和を損なうものでないこと。
- (3) 関係法令に則ったものであること。
- (4) その他、本審査会が必要と認めた要件。

(内容基準)

第2条. 広告物の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、原則としてこれを掲出しない。

- (1) 公の秩序または善良な風俗に反するもの。
- (2) 人権の侵害、差別、名誉棄損に当たるもの。
- (3) 青少年保護、消費者被害防止の観点からふさわしくないもの。
- (4) 通行者に健康上被害を与える恐れのあるもの。
- (5) たばこ、風俗営業、パチンコ等に係る広告。
- (6) 宗教、思想、政治に関わるもの。
- (7) その他ふさわしくないと認めた場合。

(ビジュアル表現基準)

第3条. 一般広告のビジュアル表現について次の各号のいずれかに該当するときは、原則としてこれを掲出しない。

- (1) 情報過多、文字情報が多いもの。
- (2) 赤・青・黄などの原色や高彩度の色（けばけばしい色彩）が多用され、かつ景観と調和しないと判断されるもの。
- (3) 見る人に著しく暗いイメージを与えるもの。
- (4) 道路交通安全を損なう恐れや注意表示と誤認される可能性があるもの。
- (5) 金額訴求が主たるデザインとなるもの。
- (6) 性的表現・暴力的表現・差別的表現がなされていると判断されるもの。
- (7) その他、審査会が不適切と思われるもの。

(映像装置等の放映基準)

第4条. 映像装置等を用いる場合は、第1条、第2条の要件に加え、以下の要件を満たすものでなければならない。（審査は、適宜「日本民間放送連盟放送基準」を参照する）

- (1) 短時間毎に連続して同じ内容を繰返し、見る人に不快を与えることがないこと。
- (2) 情報内容が第2条の各項に該当しないこと。
- (3) 音量や音色が見る人に不快感を与えないこと。
- (4) 視覚的に強い表現等をしないこと。

(その他事項)

第5条. TMOが不可と判断した広告は、原則としてこれを掲出しない。
またTMOは別途内規を定めることができる。

<ビジュアル表現審査基準の審査イメージ> ※広告意匠作成の参考としてください。実際の審査は個別案件ごとに判断致します。

・過度な価格訴求
・彩度の強い背景色の利用



【審査前】

赤と黄の
彩度を抑制

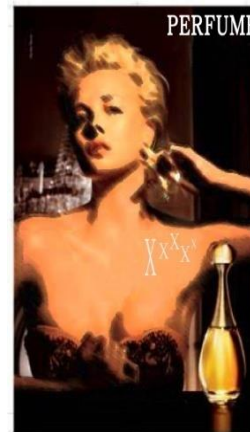
料金訴求
を抑える

・価格訴求を抑える。
・背景色の彩度を抑える



【修正指示後】

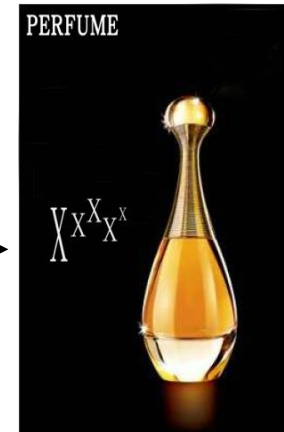
セクシャルと
判断される表現



【審査前】

別原稿に
差し替え

別原稿に差し替え



【修正指示後】

文字情報過多



【審査前】

ボディコピー
を削除

ボディコピーの削除



【修正指示後】

彩度の強い背景色の利用



【審査前】

バックの色
を変更

背景色を変更する



【修正指示後】